

国立大学法人東京外国語大学留学生 日本語教育センター将来計画検討委 員会規程

(平成 4年10月 1日)
制 定

改正 平成12年 4月 1日 平成14年10月17日
平成16年10月14日規則第203号

(設置)

第1条 留学生日本語教育センター（以下「センター」という。）にセンター将来計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、センターの将来計画に関し、次の事項について審議・企画する。

- (1) 教育・研究及び管理に関する組織及び運営に関する事項
- (2) 土地・建物及び設備に関する利用及び運用に関する事項
- (3) 中期目標・中期計画に関する事項
- (4) その他将来計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長補佐
- (4) 教授会において、選出された者 6 名

(任期)

第4条 前条第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条の委員（センター長を除く。）の中から選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第3条に掲げる委員及びその他の教職員のうちから、委員会が定める委員をもって組織する。

3 小委員会の名称、構成員その他必要な事項は委員会が定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、留学生課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成4年10月1日から施行し、平成4年4月10日から適用する。

2 この規程施行後、第3条第3号の規程による最初の委員の任期は第4条の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

3 東京外国語大学外国語学部附属日本語学校等移転組織細則（昭和63年4月28日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行する。